
知的障がい者の家族の 成年後見制度の研究

2015/10/15 版

作成：はるにれの里家族会連絡協議会 成年後見勉強会

目次

1	はじめに.....	3
1.1	本書の目的.....	3
2	成年後見制度の概要.....	4
2.1	制度のあらまし.....	4
2.2	制度の利用状況.....	5
2.3	札幌家庭裁判所管内での状況.....	6
3	成年後見制度の手続きと、関連制度.....	9
3.1	制度を利用するための手続き.....	9
3.2	成年後見.....	11
3.3	成年保佐.....	11
3.4	成年補助.....	12
3.5	任意後見制度.....	12
3.6	後見制度支援信託.....	12
3.7	成年後見制度利用支援事業.....	13
4	成年後見制度が必要になる時.....	14
4.1	どのような人が対象で、何のための制度か.....	14
4.2	本人に代わって家族ができること、できないこと.....	14
4.3	保護者が亡くなる時のために.....	16
5	利用のポイント.....	17
5.1	知的障がい者はどう制度を利用すべきなのか.....	17
5.2	財産管理に求める事.....	17
5.3	身上監護に求める事.....	17
5.4	成年後見人・保佐人・補助人の候補.....	18
5.5	申立での留意点.....	19
6	民法で定められていること.....	20
6.1	成年後見制度の根拠となること.....	20
6.2	成年後見人について.....	24
6.3	保佐人・補助人について.....	25
7	勉強会の結論.....	26
7.1	想定する実態状況と対応案.....	26
7.2	成年後見制度利用について考えたこと.....	27
7.3	後見制度に対応する要望事項.....	28
8	謝辞.....	29

1 はじめに

1.1 本書の目的

本書をまとめるにあたって、制度の説明が一般書と違うということ意識しました。成年後見制度が世の中で注目を集め、いろいろと市販本なども出版されているのですが、その背景は認知症などの高齢者への必要性が大きな要因となっているからです。これは今まで普通に社会生活を送っていて、ある時からそういった暮らしが出来なくなる人達です。一方私達の障がいのある家族（以降「本人」と称します）は、民法上で「制限行為能力者」として、成年になった時点から成年後見制度の対象者としての人生が始まるようになっていきます。そして、家族が成年するまで当たり前に行っていた契約や生活上の手続きが、成年を迎えた途端にできなくなるというのです。

成年後見制度そのものは、判断する能力を欠く人の保護のための制度ですが、私達の感覚では本人が成年になった途端に、裁判所から指定された誰かわからないような人に、本人の一生を託すものと感じてしまいます。そのような違和感のある法律があるということを知らずにいる人も多いでしょう。私達保護者の多くは、本人が未成年の時と同じように契約にサインし、押印し、手続きをする、というのが実情ではないでしょうか。

しかし、相続が発生したり預金を払い戻すなど、「本人が行うこと」が要求された時、社会にその正当性を問われます。親や兄弟姉妹の関係は役に立ちません。いったいどういった状態であれば、私達はうまくやれるのでしょうか？確かに親族が本人の財産を不正に使ってしまったり、施設などの事業者が勝手に処分するということは考えられるので、適切に管理することは必要です。しかし、それが現在の制度で問題なく達成できるのか、私達はよく知らずにいるのではないのでしょうか。

こういった疑問に対して、私達は切迫した状態にあるのです。「はるにれの里家族会連絡協議会」ではこの問題に対して、何らかの答えを出そうとしました。2014年度の総会で勉強会を発足し、成年後見制度が必要と言われているが、実際どのよな対応が必要なのかまとめようと思いました。親や家族の立場で、また既に身寄りのなくなった本人のことも含め、どのような対応を私達が行えるか、考えるきっかけを作りたいかったです。

それと重要なことは、現在の制度は裁判所が職権で選任した後見人が、一生後見活動をするということです。本人の家族や市民後見人が選任されなければ、後見人の活動は有償であり、年金暮らしや所得を確保できない私達の家族には、大きな負担になってしまいます。また無償とはいえ、どういった知識や経験を持っているかわからない市民後見人に任せるのも、今の時点では考えものです。

しかし、財産や生活するための手続きなどを守る人がいないと、どんな生活になってしまうか不安なことです。ある局面では必要な制度なのでしょうが、本人達のことを考えると利用シーンが少なく、負担ばかりがありそうで踏み込めないというところではないでしょうか。

そういったことを解消するために本書は保護者の立場で、成年後見制度をどのように利用していくか考える材料になればと思っています。どのような状況の時にどう利用すべきか、本来的に望ましい姿があれば、それに向かっていかに努力するのかを一緒に考えて行きましょう。

2014年11月1日 記す

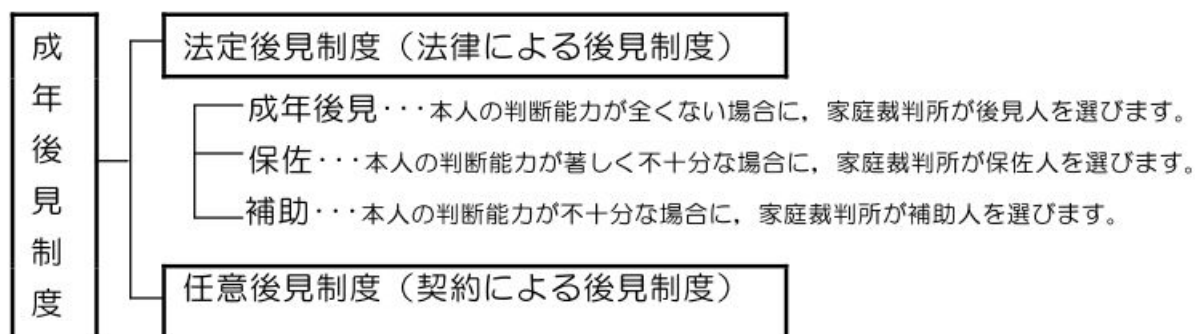
2 成年後見制度の概要

2.1 制度のあらまし

成年後見制度とは、ある人（以下「本人」と称する）の判断能力が精神上の障害により不十分な場合（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）に、本人を法的に保護し、支えるための制度である。

例えば、本人のために預金の解約、福祉サービス契約の締結、遺産分割協議、不動産の売買等をする必要があっても、本人の判断能力が全くなければ、そのような行為はできないし、判断能力が不十分な場合にこれを本人だけで行くと、本人にとって不利益な結果を招くおそれがある。そのような場合に、家庭裁判所が本人に対する援助者を選び、その援助者が本人のために活動する制度が成年後見制度である。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があり、また、法定後見には成年後見、保佐、補助の3つの類型がある。



平成 25 年 1 月の「成年後見申立ての手引」東京家庭裁判所立川支部より

選任された後見人等は、本人が利用する類型により「代理権」「同意権」を持ち、その決められた権限の範囲で法律行為を支援する。第三者との問題も要件が当てはまれば、行為自体の取消権や無効といった、非常に強い権限を持ち、利用者を保護する。

事務としては、本人の金銭や財産を管理する「財産管理」と、施設の契約などを結ぶ「身上監護」がある。

制度自体の効力は同じであるが、「障がい者権利条約」に日本も批准したことにより、その行為に対するアプローチが従前と大きく異なってくると考えられる。成年後見制度の代理権についてだが、従来は「意思決定の代理」という本人のために後見人等が検討した結果で代理する物であったが、今後は「代理人でなく、支援を受けた本人こそが自ら意思決定」をするとした「自己決定支援」という考え方が、求められることになると思われる。

2.2 制度の利用状況

■利用者数（日本分は平成 25 年 12 月末日時点）

国	日本	ドイツ
成年後見	143,661件	130万人 世話人
保佐	22,891件	
補助	8,013件	
任意後見	1,999件 (累計76,295件)	256万件 予防代理人(2014年9月末)
総数	176,564件	386万件

■親族後見人と第三者後見人の比率

年度	H7	H12	H13	H20	H21	H22	H23	H24	H25
親族	95.6%	90.9%	85.9%	68.5%	63.5%	58.6%	55.6%	48.5%	42.2%
第三者	4.4%	9.1%	14.1%	31.5%	36.5%	41.4%	44.4%	51.5%	57.8%

⇒禁治産制度

⇒現在制度開始

⇒逆転

■法定後見人の供給母体（平成 25 年 単位：件） 最高裁判所の提供資料より

親	子	配偶者	兄弟姉妹	その他親族	
957	7594	1181	2031	2301	
2.9%	22.8%	3.5%	6.1%	6.9%	
弁護士	司法書士	社会福祉士	税理士	行政書士	精神保健福祉士
5870	7295	3332	81	864	22
17.6%	21.9%	9.9%	0.2%	2.6%	0.1%
社協	他法人	市民後見人	その他個人		
560	959	167	129		
1.7%	2.9%	0.5%	0.4%		

注：精神保健福祉士、社協、市民後見人は平成 23 年から掲載

市民後見人は個人受けのみの件数なので、担当員などの実体は不明

新潟大学法学部 上山 泰氏 資料より引用

制度の実体とその推移として理解しやすい資料を引用させていただいた。最初に制度の利用状況を示しているが、ドイツは人口 8060 万人と日本の 3 分の 2 くらいなのに、制度の利用状況は格段に進んでいる。これは決して日本での利用者数はあまりにも少ない。これはドイツに比べて対象者が極端に少ないということではなく、制度の利用に当たって障壁となっていることや、気持ち的に利用をするのを避けているのではないかと推測できる。

また、親族後見と第三者後見の比率は時間が経つに従い、第三者後見の比率が高くなっている。これはもともと禁治産制度の時には家族で何とかするといった親族後見が主体であったのが、核家族化を経て脱家族化に至る現在、そもそも面倒をみる家族がいなくなっているということが背景ではないだろうか。それを裏付けるように、後見を申し立てるのに市町村長申立の比率が上昇しており、いよいよ行政が関与して保障しなければいけなくなっている。ただしこれも地域的に偏っているので、全国的にそういった風潮かという単純にそうではない（上山氏）。

こういった動向と呼応するように、法定後見人の構成であるが、表は上段から親族後見、中段は専門職後見、下段はその他最近対応を行うようになってきたグループである。専門職後見は、もともと司法書士や弁護士が対応するといった政策的な面もありその利用件数は多い。最近は少ない件数でもジャンルを区切っているが、ある意味裁判所の政策を暗に物語っているのかもしれない。

この中で注目しているのは、社会福祉協議会（以下「社協」と称す）、その他法人（法人後見を含む）、市民後見である。社協は介護事業にも携わっているので、後見人を行うことはそもそも利益相反になるという見解がある。しかし地域によってはやむを得ずというところもあるようだ。その他法人についてのコメントは後段の議論で行う。

市民後見の件数が少ないが、講習を受けたから個人で受けられるのかということ、人の一生を面倒見るとは容易くないということであろう。それよりも、法人後見の組織などでの担当者として活動することに意味があるのかもしれない。上山氏の指摘では、やはり安価な労働力という視点がクローズアップされているようだ。

2.3 札幌家庭裁判所管内での状況

札幌市の福祉協議会で、市民後見人等の育成を目的として、調査研究委員会（委員長：北星学園大学社会福祉学部 杉岡直人 教授）が行った「札幌の市民後見人養成等に関する調査研究報告書（最終報告書）」（2014年1月）あり、その中から現状を読み解けるデータを一部引用させていただく。

この調査は高齢者と障がい者を含むため、私達の目線とは一致しないところもあるが、制度の活用については地域差がある現状なので、居住している地域のデータは参考となる。また、制度の利用についてのアンケート調査も実施しているので、参考に引用させていただく。

■利用者数の伸びの比較 単位：件

	平成 20 年申立件数	平成 23 年申立件数	増加率
全国	26,018	30,757	18.2%
札幌	896	939	4.8%

■札幌家裁管内の法定後見申立件数の推移 単位：件

年	総数	後見開始	保佐開始	補助開始
平成 23	939	652	234	53
22	865	590	202	73
21	903	612	217	74
20	896	571	257	68
全国 23	30,757	25,905	3,708	1,144

（最下行は全国の平成 23 年）

■札幌家裁管内の認容審判件数 単位：件

年	総数	後見	保佐	補助
平成 23	643	439	160	44
22	590	409	116	65
21	592	413	136	43

■第三者成年後見人等への就任件数（札幌） 単位：件

区分	21年度	22年度	23年度	合計
札幌弁護士会	31	43	81	155
成年後見センター（司法書士）	57	83	117	257
北海道社会福祉士会(社会福祉士)	59	64	68	191
北海道成年後見支援センター(行政書士)	28	27	12	67
札幌後見支援の会	9	19	4	32
合計	184	236	282	702

■主な申立ての動機別件数（平成23年）全国

動機	件数
預貯金等の管理・解約	24,895
介護保険契約	9,890
身上監護	7,764
相続手続	5,840
不動産の処分	5,569
保険金受取	2,694
訴訟手続き	1,694
その他	1,539

最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より）

まず、制度の利用状況であるが、全国の伸びからすると4分の1程度とあまり利用が進んでいない状況である。特徴的なのは、調査年が異なるが類型の差が顕著である。成年後見と保佐の比率であるが、申立ての状況で23年の全国ではそれぞれ84.2%、12.1%であるが、札幌市は69.4%、24.9%と保佐の利用比率が多い状況である。2.2項の上山氏の資料での利用者数ベースでも全国82.6%、12.7%なので、利用者の状況もほぼ同期していると想定してもよいだろう。

成年後見人への就任状況であるが、調査は第三者後見の組織のみが出現しているため、親族後見の状況が不明である。また就任の数と成年後見人の増加の状況との関係が把握できないため、実態がどのような構成になっているかは、この数値だけでは明確に把握できない。ただ単純に23年の申立て認容件数643件から、第三者後見の23年度282件の差である361件を親族などの後見とすると、56.1%とまだ親族後見が多い状況に見える。

申立の理由として、預貯金の管理が41%と大部を占めており、続いて契約や法律的な手続きのために利用している。やはりどのような場面で成年後見制度が必要になるかは、利用を検討する際の判断基準として理解を深めたいところだ。

■制度に対する問題 制度利用前（札幌市の相談機関へのニーズ調査結果）

動機	件数
成年後見制度の利用で手続きが煩雑	17
申立費用や後見活動報酬について負担できない	16
親族に成年後見人等の候補者がいない	9
審理期間に時間がかかる	8

成年後見制度に対する敷居の高さを表しているものである。本研究ではこの問題を追及する物ではないが、制度を利用すべき場合とそうでない場合を、なるべく実体に即して追求したいと考える。

■制度に対する問題 制度利用後（札幌市の相談機関へのニーズ調査結果）

動機	件数
医療を受けることに同意する権利がない	12
後見人等は身元引受人になれない	10
後見型で選挙権が剥奪されるなど欠格条項がある	8
第三者後見人等は報酬を要する	7
本人死亡後の事務処理に行為の権限がなくなる	6
後見人等の資質が保障されていない	4

これは制度利用後の問題点で、本研究ではこのようなことを事前に理解して準備することを目的とするものである。この資料で問題になっていたことでも、平成 27 年現在で改善された事項もある。しかし依然として残っていることもあり、今後も議論が継続される。

3 成年後見制度の手続きと、関連制度

ここでは、家庭裁判所が案内している、成年後見制度を利用するのに必要な申立ての手続きを紹介する。制度を利用するために、どのような手続きや条件があるのかを理解し、制度の利用するための労力について参考にして欲しい。なおここに提示した内容は、札幌家庭裁判所後見センターが平成 25 年 3 月に発行した「成年後見申立ての説明書」から引用している。また、関連制度として、「後見制度支援信託」と「成年後見人等への報酬助成」についても紹介する。

3.1 制度を利用するための手続き

1. 申立準備

申立は本人の住所地を管轄する家庭裁判所に行く。申立てできるのは、本人、配偶者、4 親等以内の親族、成年後見人等、任意後見人、後見監督人、市区町村長、検察官。以下の書類と添付書類を用意する。

項番	書類	記入する内容
1	開始申立書 添付書類（本人の戸籍謄本、住民票、未登記の証明書、診断書） （申立人の戸籍謄本、住民票）	申立人の氏名と住所、本人の氏名と住所、申立の趣旨（後見、保佐、補助のいずれの審判を求めるか）、申立の理由
2	代理行為目録 （保佐・補助開始申立用）	保佐・補助の場合、代理行為をする場合に本人の同意が必要なので、その内容を選択
3	同意行為目録 （補助開始申立用）	補助の場合、同意権を得るのに本人の同意が必要なので、その内容を選択
4	同意を要する行為目録 （保佐人による同意行為）	保佐の場合、法定で 9 項目について同意権があるが、それ以外に同意が必要とする事項を記述
5	申立書附表 （本人以外の申立用）	申立の事情、本人の親族、本人の状況、本人の経歴、本人の財産管理をしている人、本人が申立てを知っているかなどを記載
6	申立書附表 （本人申立用）	本人の申立の意思を確認する、援助者などの名称などを記載
7	財産目録、関係書類	不動産、預貯金、保険、株券、金融資産、負債の書きだしたものの。ある場合、相続分を有する遺産。本人名義の通帳全て、定期預金などの証書、生命保険の証書、不動産は登記簿謄本、固定資産税の通知書、ローンなどの償還表等
8	後見予算表、関係資料	収入の内容と、支出の項目および金額。 年金の振込通知書、収入等がある場合は直近の確定申告書。費用は入院費施設費の領収書、住民税の通知書、介護保険料の通知書、家賃の領収書等
9	後見人等候補者身上書(親族用) （後見人候補者が記入） 添付書類（住民票）	候補者の連絡先、経歴、経済状態、今後の後見の計画
10	同意書（親族用）	本人の推定相続人の親族についての同意書で、提出するとその後日の意向照会がなくなる。可能な限

		り集める。
--	--	-------

費用として、収入印紙が 3400 円（保佐・補助の同意権の申立てをする場合+800 円）、郵便切手が 3140 円(後見)、4180 円(保佐・補助)、鑑定費用(5 万円以下)が別途かかる。

書類の作成、必要書類の取得が全て終了したら、後見センターへ電話などで申立の予約をする。

2. 申立の当日

申立の当日には、申立人と後見人等候補者も一緒に出向いて、裁判所に事情を説明する。申立書や添付書類の審査、面接、鑑定料の予納、DVD の視聴を行う。

3. 審理

調査官による調査（本人）

親族への照会

本人の鑑定（約 30 日）。後見、保佐の申立には家裁が実施（不要の場合もあり）。

審問

関係機関への推薦依頼等（第三者後見人または後見監督人選任が相当な場合）

4. 審判

後見等を開始するか、誰を選任するか、後見監督人を選任するかを裁判官が判断

5. 審判の告知・通知

申立人、後見人等、本人に告知・通知

不服申立期間は後見人等が審判書謄本を受取ってから 2 週間以内。ただし選任者や監督人の選任、それに必要な報酬については、不服の申し立てができない。

6. 審判の確定

後見人等の仕事開始

7. 成年後見登記

家裁から東京法務局へ登記囑託

登記終了後、家裁から後見人等へ登記番号の通知

8. 後見等事務報告書（就職時）の提出 審判確定から 1 か月以内

9. 後見等監督

事案に応じて、家裁または後見等監督人が後見等事務について監督

10. 後見等終了（本人の死亡）

後見人等の職務終了

- ・家裁に死亡診断書写しまたは除籍謄本の提出
- ・東京法務局へ後見等終了の登記申請
- ・本人の相続人に対する財産の引継ぎ

3.2 成年後見

1. 対象者

判断能力が全くない、またはほとんどない場合、簡単な計算もできず日常的な買い物も自分ではできずに誰かが代わってあげる必要がある場合。

2. 制度を利用するとどうなるか

裁判所の選任した「成年後見人」が、本人の身上監護（介護サービス利用契約、診療契約、施設の入退所契約など）や、財産管理（預金の出し入れ、不動産の管理・処分など）について、代理権をもって処理する。本人の法律行為は「無効」となる。

これは、本人の財産が成年後見人のものになるのではなく、本人の利益を守る責任での行為である。本人の不利益になるような行為（財産の名義変更、本人名での新たな借入・担保提供等）は特別な事情がない限り認められない。

リーガルサポートセンターの調査では、170以上の法令で成年後見制度利用者の権利制限や資格の剥奪規定があり、しかも2000年に成年後見制度が施行された時は118であったのが増加しているということである。このことは条約の12条2項に「障がいのある人が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を共有することを認める」の趣旨を欠くものであることを指摘している。（2014年1月21日 「障害者の権利に関する条約」を批准したことに関する理事長声明 より）

ただ医療同意権という、手術や治療に関わる同意はできず、制度上の課題となっている。

3.3 成年保佐

1. 対象者

本人の判断能力が著しく不十分な場合、例えば日常的な買い物程度は単独にできるが、不動産の売買、金銭の貸し借り、相続問題などの大きな取引や重要な行為について、常に援助が必要である、という場合が該当する。

2. 制度を利用するとどうなるか

裁判所が選任した「保佐人」が、民法に基づいた同意権・取消権を行使する。同意権とは本人が法律行為を行う際に保佐人の同意が必要となり、保佐人の同意を得ないで行った行為については、後から保佐人が取消せる権利。対象となる法律行為は以下のとおり。

- (1) 貸金の元本の返済を受けること
- (2) 金銭を借りたり、保証人になること
- (3) 不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり、手放したりすること
- (4) 民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること
- (5) 贈与すること、和解・仲裁契約をすること
- (6) 相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること
- (7) 贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること
- (8) 新築・改築・増築や大修繕をすること
- (9) 一定の期間を超える賃貸借契約をすること

本人に代わって特定の手続きを行う必要がある場合、「代理権の付与」の申立を保佐人が行う。その際、本人の同意が必要となる。

さらに、上記9項目以外に同意権・取消権が必要となる場合、保佐人が「保佐人の同意を要する行為の定め」の申立をする。

3.4 成年補助

1. 対象者

本人の判断能力が不十分な場合、例えば財産の管理、処分は一応独力でできるが、重要な財産行為は本人の利益のため誰かに援助してもらった方がよい場合が該当する。

2. 制度を利用するとどうなるか

家庭裁判所への申立から本人の同意が必要となる。また自動的に同意権や代理権が付与されるものではないので、「補助人の同意を要する行為の定め」や、「代理権の付与」を同時に申し立てる必要がある。

同意を要する行為は、保佐の9項目の一部に限られる。同意権・代理権の全てに本人の同意が必要となる。

3.5 任意後見制度

1. 任意後見制度とは

この制度は親など現在は元気であるが、将来認知症などで契約行為など判断が出来なくなった時に、契約した事項について代行してもらう制度である。契約は公正証書によって行い、家庭裁判所が監督人を選任することで開始される。遺言は死亡していなければ効力がないが、判断がない状態で生きているという場合の対策である。自分のことだけではなく、子供の成年後見制度の申立を依頼するなどということが考えられる。

任意後見人は契約されたことを代行するが、新たに発生した問題に対して代理することはできない。そういった場合は、任意後見人に自分の成年後見人を申立してもらうなどで、成年後見制度を利用する必要がある。

制度は「任意後見契約に関する法律」によって定められている。

2. 任意後見制度の利用方法

まだ元気なうちに（判断能力があるうち）、家族や親しい友人、弁護士などの専門職と任意後見契約を締結する。これは公証役場で公正証書を作成する必要がある。その際基本手数料 11,000 円、登記嘱託手数料 1,400 円、登記の印紙代 2,600 円がかかる。

判断能力などに問題が生じたら、家庭裁判所に申立てをする。裁判所が任意後見監督人が選任し任意後見人の事務を監督することとなる。

3.6 後見制度支援信託

1. 後見制度支援信託とは

後見人による財産の横領など不正な行為が報道されているが、確実に防止することと、本人の利益の利益のために適切な身上への配慮や財産管理が行われるようにすることを導入目的としている。

内容は、本人の財産を日常生活で使用する分を除いて銀行に信託し、引き落としは家裁の指示書をがなければできなくなるというものである。ただ信託は 1000 万円以上の預け入れが必要なので、それ以下の財産状況では使用できないものである。

3.7 成年後見制度利用支援事業

1. 成年後見制度利用支援事業とは

成年後見制度の利用を支援するためその費用を助成する事業で、市長申立ての費用や後見報酬について助成がある。札幌市としての事業で、2015年6月15日に保健福祉局から事務連絡がなされている(4月1日から施行)。

<http://www.do-koken.org/docs/20150616154141786.pdf>

現在身寄りのない本人は積極的に利用した方がよいと考える。

2. 助成の対象者と手続きの進行

札幌市に居住する身寄りのない被後見人等の対象者で、生活保護者や資産・収入の状況が同程度の状況(年収150万円以下、預貯金350万円以下、負担能力のある親族に扶養されていないこと、市町村民税が非課税世帯であることなど)の方で、市長申立てをした場合となっている。市長判断で費用を立替えて審判請求を行う。その後状況により申立て費用を本人や関係者に請求できるとしている。そして、生活状況で報酬の助成を行うというもので、身寄りのない方をまず申立てするという姿勢は評価できる。

報酬の助成額は、家裁の審判した報酬額から被後見人等の遺留資産を差し引き不足する額を助成する。施設入所中や入院中は月額18,000円、その他の場合は28,000円を上限としている。また助成期間を12か月(初年度は24か月)としており、一時的なものようである。

3. 助成の課題など

リーガルサポートでは2008年11月に全国自治体にアンケート調査を実施している。趣旨は市町村長申立てを報酬助成の要件としているため、助成を受けることができないという指摘があったためである。アンケートの実施直前の3月28日に厚労省の社会・援護局障がい保健福祉部障がい福祉課から事務連絡で「成年後見制度利用支援事業の対象者を市長村長申立てに限定しない」としていたが、上記札幌市の状況でもわかるように、まだ限定されているようだ。

とはいえ、市町村長申立てによるプロセスが確立してきており、費用についても配慮されてきていることは、制度の必要性が認識されてきていることなのだろう。

4 成年後見制度が必要になる時

4.1 どのような人が対象で、何のための制度か

成年後見制度は、民法上で制限行為能力者という位置づけにある成人を、サポートする人を選任して、その人が望む本来の生活を実現するというもので、法律行為を取消することができるという、非常に強い権限を持ったものである。この法の精神としては、知的障がいや精神疾患によって、社会のことがわからない人を保護すると法律である。

対象となる人は、「事理を弁識する能力を欠く」人で、程度によって後見、保佐、補助という段階があり、保護される内容に差がある。こういった内容は、「実質的要件」と言われて、成年後見制度の対象者であるが、この常態を申し立てて「後見開始の審判」が出て初めて被後見人などの立場となる。これを「形式的要件」というのだが、この「審判」を受けなければ依然普通の成人ということになる。

本人たちの多くはこの状態で過ごしているのだが、法律の枠組みと実際の利用とのギャップを一番感じているのが現在の私達の状況ではないかと思う。

もう一点重要なことなのだが、後見と保佐・補助はその意義が大きく違うということである。後見人は代理人であり、その人の代わりに判断する人である。対して保佐人・補助人は本人の判断に対して同意することはできるが、代理するには裁判所の許可が必要になるということである。後見人は本人に成り代わり、人生の在り方などを踏まえて何をするのか判断し実行する人である。これに対して、保佐人・補助人は本人の判断があり、それに対して誤っているときに異を唱え、本人のためにならない契約などを取消することができる効力を持つ。

これは各論で詳細を説明するが、後見人と、保佐・補助人に求められるコンピテンシーには大きな違いがあると考えられる。後見人はその人の人生を見極めて寄り添う姿勢、保佐・補助人はより実生活に近い判断を的確に行うことだと思う。

4.2 本人に代わって家族ができること、できないこと

民法上で、代理する権限がないのに代理した場合、「無権代理」という立場になる。親とはいえ、本人がなすべき契約を勝手に締結してしまったら、これに該当する。障がい者とはいえ、成年に達したら、法律行為の責任は本人にある。

ただ、通常無権代理は、代理人との契約で頼んでいないことを契約したり、契約が切れているのに代理として振る舞ったりすることを問題にしている。親だからとある程度社会生活上では許容されるが、法律行為をする場合は拒絶される。

では、なぜ支援契約を家族が署名捺印して契約できるのであろうか、これが最初の疑問になることである。「実地指導における主な指導事項について」という自治体の文書があるのだが、大阪府は、「重要事項説明書、契約書には、利用申込者本人から署名又は押印を受けること。また、これによりがたい場合は、契約書等に署名代理人欄を設け、利用申込者の同意を得た利用者の家族等から署名又は押印を受けること。この場合、利用申込者氏名欄の欄外に、署名を代筆した旨、署名した者の続柄、氏名を付記することで差し支えないと考えます。」という記述をしている。（平成24年以降の資料と思われる）

札幌市の資料を検索したが、このような直接的な記述は見当たらなかった。だが日本各地の契約書式を見てみると、家族欄が用意されており、その記述で問題事項として指摘されている

のは、本人の氏名が書かれていないということであったので、署名を家族が行うということは制度運用上の了解事項と推察する。

だとすると、私達の子供の場合の契約行為は、この支援制度の契約しかなければ、特に法定代理人の立場は必要がないといえる。ここでまた疑問だが、なぜ署名人という立場と本人署名が必要かということである。これは「自立支援法」の骨子が、本人との契約に立脚しているからである。ここに矛盾の源がありそうである。

次に預金についてである。定期の解約や引き出しの際に本人確認など、社会的に行われていることがある。取引としてはこちらの方が厳格なルールがある。

参考として、ゆうちょ銀行の取引時確認についての表示は以下を参照。

http://www.jp-bank.japanpost.jp/information/honnin/inf_hn_index.html

概略として、不正利用を防止するため、取引の際には本人確認を行い、状況によっては取引が出来ないというものである。該当する取引内容を以下に引用する。

- 貯金の新規預入や振替口座の開設をされる時
- 国債等振替口座の開設・国債等の新規購入をされる時（通常貯金が取引時確認済の場合を除きます）
- 200万円を超える大口の現金取引をされる時（取引時確認がお済みでない口座における入出金等）
- 10万円を超える送金等をされる時（為替証書の振出し・現金による受け取り、口座への払い込み、小切手・払出証書・株式配当金領収証の現金による受け取り、取引時確認がお済みでない口座からの送金、給与預入のお申し込み等）
- 外国へ送金される時、外国からの送金を受領される時（取引時確認がお済みの口座を利用した送金や送金の受領を除きます。ただし、その他の法令に基づいて別途、確認を求める場合があります）など。

細かな内容はさておき、なんらかの契機で確認を求められる場合があると想定できる。なのでお金に関しては、家族と言えども自由にできないということである。

あと後見人を不要にするための、手続き上の壁となるのが印鑑証明である。まず署名欄への本人署名があるが、これは毎日の練習をすることで対応できるようにしなければならない。それと本人証明が必要である。写真付きの住基カードなどを取得することも方法としてはありそうだ。療育手帳が本人確認に有効かどうかはまだ調べていないが、できる限り自然な方法で取得したい。

印鑑証明が入手できると、本人の証明となるため後見人を必要としない手続きが増える。相続があった時の遺産分割協議や、不動産の相続の委任状などに効力を持つ。悪用することなく、本人の意思の延長で代行するという趣旨での利用はありうるのではないだろうか。

4.3 保護者が亡くなる時のために

親は子供の行く末を心配するのだが、その順序をもう一度考えてみたい。今成年後見制度を

- ① 保護者が健康なうちから利用する
- ② 保護者が健康を害した、あるいは死亡してから利用する

という状態が想定できる。普通考えるのは①の状態でどうにかしたいと思うのであろう。ただ利用期間が長くなると、その分費用がかかってしまう。また自分の健康を考えながら、いつ利用に踏み切るかも悩むところだ。

一方②であるが、これは親として自分でどうにかしていこうとする場合の選択肢である。後を託す家族がいる場合は理解できるが、他に頼れる親族がない場合はどうなるか不安である。

そこで勧めたいのが、親が任意後見契約をすることや、遺言で遺言執行人を指定して後を託すという方法である。このポイントは、いろいろな心配事を託せる後見人や遺言執行人を指定するという点である。子供に後見制度を利用することを頼むにしても、どういった人を候補にするかなど心配事がある。また制度の変化に対応して、子供が少しでも安心して暮らせるような方法を考えてくれる人に託したいものだ。

5 利用のポイント

5.1 知的障がい者はどう制度を利用すべきなのか

私達は親として子供を何十年も見守ってきて、その心配したことや、喜んでいた時を思い出して、今後のことを考えているのではないかと思う。その経験は人に伝えることは難しく、まとまった気持ちとしてあるもの、そういった感情を私達は子を託す人たちに求めているのではないだろうか。

一方、本人がどう思っているのか、この判断は難しい。親の気持ちと異なる場合も往々にしてあると思う。しかし概ね、子供の喜ぶ顔をみて、方向性を判断するのではないだろうか。目の前のことならなんとかなるが、どうしたいかなど説明することも理解させることも難しいことの意味を確かめることは至難であろう。

この親がどうして欲しいかという願いと、本人の進みたいであろう方向をまず明確しなくてはいけない。ただ、一番近いはずの親でも子供の考えはわからない。第三者に委託するには、この親としての気持ちを引継いでもらうことと、常に本人の気持ちを知る努力を続けてもらいたいと願うことでしかない。この気持ちに立ち返って本人たちが望む姿に近づくべく、どのようにしたら幸せな状態を続けていけるか、その方法に向かって努力してもらえる後見人の候補者を探すのである。

5.2 財産管理に求める事

高齢者の後見人が着服など不正をしているのが報道されるが、私たちの場合はそのような心配は少ないのではないかと思う。それよりも少ない収入を大切に、なるべく支出を抑えることに努力することが使命と思われるのではないだろうか。

しかし、ただ預金残高が増えて行っても本人には何もならないので、本人のために上手に使ってくれることを望むべきだと思う。例えば旅行に行くことや、趣味のものや、健康管理や精神安定に役立つものを購入するなどということだ。10～30万円以上の支出について、家裁は事前の相談を必要としている。面倒であろうが、そういった対応も積極的に行ってもらいたいと願うものだ。

5.3 身上監護に求める事

身上監護は本人のための契約や、生活のための環境の確保というものである。そこに本人対する面会であるとかという必要性はない。しかし、本人を理解して対応して欲しいという希望を実現するには、本人との接触がある程度は必要である。できれば、本人が信頼を寄せるような関係が築けたら越したことはない。

困難な事とはわかっているが、親が既に面会に行けない状態で、外部から少しでも自分のことを思ってくれる信頼できる人が面会に来てくれることは、人として嬉しいと感じるのではないだろうか。

リーガル・サポートセンターが2014年5月15日に「後見人の行動指針」を策定しているが、この精神は良しと思うものだ。これを後見人に求めるイメージとして、参考になると考える。

5.4 成年後見人・保佐人・補助人の候補

(1) 専門職後見人

- ・弁護士や司法書士、社会福祉士など法律や制度、本人状態について専門的な職業の人が選任される。信頼性があると思われるが、昨今のニュースでは、その期待は裏切られ横領なども往々にしてあるようだ。基本的に個人的に信頼できる人をお願いするのは変わらないことである。個人的に知っている専門職の方が引き受けてくれるが、安心できると思う。ただ、その方が亡くなったりした場合など、次の後見人を選任する必要があるので、対策が必要である。
- ・しかし法律などのプロと言っても、私達が見据えている知的障がい者への理解がどれだけ期待できるのかは疑問である。私達親の立場でも、自分の子供の気持ちはわかるが、他の子供の障がいの程度や、気持ちを理解するのは大変なことである。「気持ち」が要らないのであれば選択肢だが、本来の幸せを望むのであれば、いかがなものかと思う。
- ・報酬も仕事の対価として必要であり、長期間の委任は経済的に大きな負担となる。基本的に財産がなく、年金生活の場合は難しい。また財産があれば、それなりの報酬を財産から支払うことになる。また、報酬の原資がない場合には、なり手が現れないこともある。

(2) 親族後見人

- ・親兄弟姉妹など、親族が後見人となる場合。通常は無償で選任される。私達の場合は、親がハンコを押していた延長でこの選任が自然なような気持ちになるが、実際親族による財産の横領などの問題があり、選任される条件が明確でなければいけないようである。
- ・兄弟姉妹が後見人となり、親の死亡による相続が開始されたり、本人から生活費を受領しようとした場合には、利益相反があるとされ「特別代理人」の申立てが必要になる。また第三者の後見監督人の選任を求められることもある。

(3) 市民後見人

- ・一般市民が後見人となるための講座を受講して登録することで、裁判所から選任される候補となる人達。基本的に個々のつながりはなく、個人の立場で後見することになる。基本的には本人負担がなく制度を利用できることもあるかもしれない。就任の動機として考えられるのは、全くの善意かもしれないし、少しの収入の伴う仕事と考えるのかもしれない。裁判所としても、自分たちの推進している制度なので、なるべく選任したいものと思われる。
- ・どんな人が選任されるかわからない。少なくとも知的障がいの専門性は望めないで、後見人としての判断や身上監護が妥当なものか期待できない。財産管理も同様で、中途半端な感が否めない。無料で引受けてくれることも望めず、両者が不幸になる可能性も高そう。

(4) 法人後見人

- ・後見人は基本的には「自然人」であるが、法人も認められた。法人として対応できるので、担当の方が亡くなくても後見は継続される。また、法人としてチームなどで多角的に対応してくれることも期待でき、個人の後見よりは安定性があると思える。
- ・なによりも、法人の経営方針が大切であり、そこに選択の余地があるので、まだ目的を持った選択ができると思う。私達として望むことは、本人にどれだけ寄り添ってくれるかということであり、そのアプローチなどが納得できることである。
- ・ただ、後見人の属人性を考えた時、法人後見なのか個人の後見が良いのか悩みどころと思う。法人の経営方針で変わってくるのだろうが、その見極めも重要なことである。

(5) 社会福祉協議会 成年後見センター

- ・各地の社協で、成年後見の相談や手続きの支援、候補者の紹介などを事業としている。中には後見人になることもできるという地域もある。ある意味大きな枠で対応してくれるので、安心と思えるが、どうだろうか。
- ・しかし、被後見人などの気持ちがどれだけわかって、そのために対応してくれるのか疑問である。相談も一般的な事務処理の中で行われることが想定されるので、その結果についても十分なものとなるか疑問が残るところだ。

(6) 知り合いの人

- ・信頼できる人であれば、お願いしても良いのではないかと思う。ただ、一人の人の人生を預かることなので、その意義や事務の内容を知っていただくことが肝要である。その上でお願いするとなると、なかなかいないのではないだろうか。

(7) 親の遺言と遺言執行人の指定

- ・親が元気なうちはこのままでよいが、死亡した時に頼める家族がいないような場合の方法である。体力的な問題などで、死に至らなくとも誰かに頼まざるを得ない場合も考えられるので、任意後見制度の利用も含まれる。
- ・親が死亡の場合は、遺言で子の後見人の選任を依頼し、遺言執行人を指定しておくようなことで、子への対応が可能になる。また、親の認知症など生前の不安に対しては、親が任意後見の契約を結んでおき、遺言と同等のことを依頼することが考えられる。
- ・この方法は問題の先送りに過ぎないが、親が元気な間は自分が対応しようとする場合、安心できる手段となる。ただ、遺言の内容は多岐に涉ることが考えられるので、成年後見の部分のみ切出して依頼することもあるだろう。こういった、一時的な手続きを引き受ける機能を親の会などで事業化しても良いのかもしれない。実行面については、司法書士などと連携することも考えられる。

5.5 申立での留意点

どんなに良い候補者を見つけても、選任されなければなにもならない。これからの長いお付き合いが始まるのであるが、家庭裁判所の「職権」で選任されるところが一番重要である。選任について不服の申立てはできないため、開始の時点で今後がある程度想像できるというものだ。市民後見人など、あまり好ましくない結果とならないため、候補者の推薦は必須である。また、家裁との面談の際に候補者も呼び出されるのだが、その際に意向を十分理解してもらう努力も必要である。

そのためには、後見活動をしている組織などに相談して、どのような説明が効果的かアドバイスを受けることも考えたい。候補者は1人だけでなく、第2、3候補くらいまで用意しておくことも作戦として有効である。

6 民法で定められていること

6.1 成年後見制度の根拠となること

以下の記述で[民 4]の様子に書いているのは[民法 4条]の略である。項番や但し書きなどの詳細は表現していないので、確認などが必要であれば、専門の解説書などを参考にしていきたい。

- 人（行為能力）
 - ・法律行為を行う能力は、成年（20歳以上）が持つ[民 4]
 - 制限行為能力者制度：法定代理人などによって代理・同意によって法律行為をする
 - ①未成年者：法定代理人は（親権者、後見人）[民 5]
 - ②成年被後見人：事理を弁識する能力を欠く常況にある者＋開始の審判[民 7]
 - ③被保佐人：事理を弁識する能力が著しく不十分である者＋開始の審判[民 11]
 - ④被補助人：事理を弁識する能力が不十分である者＋開始の審判[民 15]（②、③、④は実質的要件）
 - ・後見・保佐・補助開始は家庭裁判所の審判を受けて開始する（形式的要件）
- 法律行為（意思表示の效果として意図した效果が発生する）
 - ①単独行為
 - 当事者の一方の意思表示で済むもの
 - 相手があること（取消、解除、追認、追認拒絶、制限物件の放棄など）
 - 単独でできる（所有権の放棄、占有の放棄、相続の放棄、遺言）
 - ②契約
 - 当事者の相対立する2個以上の意思が合致
 - 売買、賃貸借、請負
 - ③合同行為
 - 同一の目的に向かう複数の意思表示が結合して成立
 - 社団法人の設立
- 準法律行為（意思表示を必要とせず法律により效果が発生するもの）
 - ①觀念の通知
 - 一定の事実の通知に、一定の法律效果が付与される
 - 政権譲渡の通知、承諾債務の承認
 - ②意思の通知
 - 法律效果以外のものに向けられた意思の通知に一定の法律效果が付与される
 - 制限能力行為者の相手方がなす催告
- 成年後見の效果
 - ・法律行為は取消することができる。[民 9]
 - ただし日用品の購入などは対象外
 - ・成年後見人は家庭裁判所の職権で選任される。[民 843]
 - ⇒同意権はない（本人の意思がないから）、代理権のみ
 - ・審判の取消
 - 実質的要因の原因が消滅したときに、家庭裁判所は請求により審判を取消さなければならない。将来に向かって効力を失う。

●保佐の効果

- ・以下の行為は保佐人の同意が必要で、単独で行った場合には取消することができる。[民 13]
ただし日用品の購入などは対象外
 - ①元本を領収、または利用すること
 - ②借財、または保証すること
 - ③不動産や重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為
 - ④訴訟行為（制限訴訟能力者）保佐人の同意なしの訴訟行為は無効
 - ⑤贈与、和解、または仲裁合意
 - ⑥相続の承認、もしくは放棄または遺産の分割
 - ⑦贈与申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込み、承認
 - ⑧新築、改造、増築、大改修
 - ⑨短期賃貸借[民 602]に定める期間を超える賃貸借
山林 10 年、土地 5 年、建物 3 年、動産 6 か月
 - ⑩家庭裁判所請求により特に同意が必要と定めた行為[民 13]（追加的同意権付与の審判）
- ・同意に代わる許可[民 13]
被保佐人に不利益にならないのに保佐人が同意しない場合、被保佐人の請求によって家庭裁判所は同意に代わる許可を与えられる
- ・代理権は請求があれば、家庭裁判所で代理権を与える旨の審判をすることができる。本人以外の請求で審判する場合は、本人の同意が必要[民 876]
- ・審判の取消
将来に向かって効力を失う

●補助の効果

- ・補助開始の審判による。本人以外の請求の場合は本人の同意が必要[民 15]
- ・本人や補助人、補助監督人の請求で、家庭裁判所は同意権付与、代理権付与の一方または両方の審判を行う[民 17、876]。同意権は保佐人の項目の一部に限り、本人以外の請求であれば、本人の同意が必要。
被補助人に不利益にならない同意が必要な行為に、補助人が同意しない場合、被補助人の申請で家庭裁判所が代わりに許可を与える。
- ・同意を要する行為を被補助人が、同意を得ず行った行為は取消することができる。
- ・審判の取消
将来に向かって効力を失う

●監督人の選任（保佐、補助は成年後見監督人を準用する）

- ・就任 [民 849]
本人、家族、後見人の請求 および 家裁の職権で家裁が選任する
(被後見人が財産家などの場合)
員数は制限なし
- ・欠格事由 [民 850, 852, 847]
 - ①後見人の配偶者
 - ②後見人の直径血族
 - ③後見人の兄弟姉妹
 - ④後見人の欠格事由の該当者
- ・職務 [民 851]
 - ①後見人の事務を監督
 - ②後見人がかけた場合、選任を家裁に請求

- ③急迫の事情がある時、必要な処分をする
- ④後見人との利益相反の行為で、被後見人を代理
- ・後見人の規定の準用 [民 852]

●その他の関連条項

- ・重複審判の取消[民]

すでに審判を受けている者の、事理弁識能力が変化して保護の必要性の程度に違いを生じた場合は、家庭裁判所が従前の開始審判を取消さなければならない
- ・相手方の催告権[民 20]

取引などの相手方は、追認するか否かを一定の期間（1か月）に確答してもらいたいと催告することができる。

 - 行為能力者の場合（通常の成人）

確答がなければ追認したとみなす
 - 制限行為能力者の場合

後見人、保佐人、補助人に催告した場合、確答がなければ追認したとみなす
被保佐人、被補助人（本人あて）に催告した場合、取消とみなす
- ・詐術による取消権の剥奪[民 21]

被保佐人、被補助人が相手方に制限行為能力者でないと、偽って取引した場合、その行為を取消することはできない。法定代理人の同意を得ていると偽る場合も含む。単に伝えない場合は、判例で取消することができるとしているが、誘発を強めるような言動をした場合は取消せない。

●法律行為の無効・取消

- ・無効

法律行為をはじめから生じさせないとする処理。主張がなくとも無効となる。追認という概念はないが、無効を知ったうえで追認できる。また無効行為であっても、他の行為の要件を満たしている場合、その別な行為として効力が認められる。
- ・取消

一旦法律効果を発生させた後に、これを消滅させる余地を認める処理。取消権者の取消により遡及的に無効とする。また形成権なので、取消権者の一方的意思表示で効果を発生させられる。

一方、利得などを得ていたら返還義務が発生する。
- ・追認

取消することができる行為を取消さないこととする意思表示。取消権の放棄となる。追認できるのは、本人が追認する場合は、保佐人、補助人の同意を得た場合や、審判が取り消された後。あとは後見人、保佐人、補助人の代理権。

追認すると以降取消することが出来なくなり、始めから確定的に有効となる。
- ・法定追認

社会一般から追認と認められるような一定の事実。例えば物を売ったことで、保佐人が代金を請求したような場合。
- ・催告

●代理制度

- ・法定代理：未成年における親権者や法定代理人
成年被後見人における選任された代理人（法定代理人）
法務局から証明を取得できて、法的に証明された立場

- ・無権代理：代理行為をした者に代理権がない
取引に対して、相手方の保護の観点から、当然に取引が無効にならない。有効にするには本人の追認が必要で、そうでなければ一応無効だが、効果不帰属ということで無権代理人が特別な責任を負うものである。また、相手方の保護のため、催告権と取消権（本人追認前までは契約を取消せる）を有する。
- ・無権代理人の責任として、履行責任や損害賠償責任がある。

- ・表見代理：無権代理の一種。相手方が代理権の存在を信じる外観がある[民 109]
基本的な代理権が存在している：保佐・補助人が権限外の法律行為をする場合
⇒ 相手方の主張があれば、本人は有効な代理行為がなされたと同となる

●第三者との関係

- ・所有権や債権債務（不動産を所有する場合など）：時効、催告などに対応
⇒ 財産があり身寄りのない方に該当することが考えられる。

●債務者の履行に関すること

- ・弁済受領権のない者：債務を履行すべき相手が本来正当な対象者以外に債務を履行しないこと。⇒預金の引きおろしを拒否されることは、これに該当する。正当な代理人を立てる必要がある（成年後見人など）

●登記

- ・不動産の移転や債権債務の変更がある場合は登記が必要となる。
⇒ 登記は的確な時期に実行しなければ、所有権や債権を失うことが考えられる

●相続（相続人となる場合）

- ・通常の相続であれば、そのまま相続 ⇒ 家庭裁判所に届けることはなし
- ・法定相続となる場合、代理人が必要になる（家庭裁判所の審判）
- ・兄弟姉妹が後見人などの場合は、相続調停の請求をする場合は、特別代理人が選任される

●相続（本人死亡の場合）

- ・家族がいれば、順位に従った相続が開始される
- ・家族がいなければ、相続人の不存在として
相続財産は「相続財産法人」[民 951]として以下の手続きを経る
 - ①相続財産管理人の選任・広告[民 952]
 - ②債権申し出の公告[民 957]
 - ③相続人搜索の公告[民 958] 6か月以上の期間を置く
 - ④特別縁故者からの財産分与の請求[民 958]
 ③ののち3か月以内に請求（全部または一部）

特別縁故者が無ければ、

- 単独財産であれば国庫へ
- 共有財産であれば他の共有者へ

6.2 成年後見人について

● 後見人の選任で考慮すべき事項 [民 843]

- ① 被後見人の心身の状況、生活、財産の状況
- ② 後見人の職業及び経歴
- ③ 被後見人との利害関係の有無
- ④ 被後見人の意見
- ⑤ その他一切の事情

員数については制限なし、法人も可

● 辞任・解任

- ① 辞任 [民 844] 正当な理由がある時家庭裁判所の許可にて可
- ② 解任 [民 846] 後見人の不正行為、適さない自由で請求すると家裁で解任

● 後見人の欠格事由

- ① 未成年者
- ② 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人
- ③ 破産者
- ④ 被後見人に訴訟したもの、およびその配偶者、直系血族
- ⑤ 行方の知れぬ者

● 後見人の就任時の事務

- ① 財産の調査、目録の作成 [民 853]
- ② 被後見人に対する債権の申出 [民 855]

● 後見人の権利・義務（抜粋）

- ① 成年後見の身上配慮義務 [民 858]
- ② 財産管理権と代表権 [民 859]
- ③ 居住不動産の処分 [民 859] 家裁の許可要
- ④ 後見人と被後見人との利益相反 特別代理人の選任を請求、又は監督人
- ⑤ 代理権および同意権の制限 [民 864] 監督人がいるとその同意が必要など

● 後見の終了

- ・ 絶対的終了
 - ① 被後見人の死亡
 - ② 後見開始審判の取消
- ・ 相対的終了事由
 - ① 後見は終了しないが後見人が交代する（後見人の死亡など）

6.3 保佐人・補助人について

- 保佐の機関
 - ①保佐人 [民 876] 開始の審判に際して、家庭裁判所が職権で選任する
 - ②臨時保佐人 保佐人が被保佐人と利益相反があるとき、選任を請求する
 - ③保佐監督人 必要がある時、請求により家庭裁判所の職権で選任される

- 保佐人の身上配慮義務 [民 876]
被保佐人の意思を尊重し、かつ心身の状態や生活の状況に配慮する

- 補助人
ほぼ保佐人に準じる

7 勉強会の結論

7.1 想定する実態状況と対応案

現状について親の存在や制度の利用状況で場合分けをして考えてみた。それぞれの状況でどうすべきなのか、課題となることは何かをまとめた。前述の法律行為などの条件があると状況が変わってくるが、大まかなところで把握してみたい。

(1) 本人が成年後見の対象者

本人の状態	親がいる	親がいない
未成年	親が法定代理人として認められているので、親権に対する問題がなければ特に何もしなくともよい。	早急に未成年後見人の選任が必要。
成年後見制度利用なし	法律行為が自立支援法のサービス契約しかないのであれば、特に必要ない。一時的な法律行為も代筆など事務的な手伝いということで済ましてしまうかもしれない。	親しい家族がいて、自立支援のサービス契約に留まっているのであれば特に必要ない。家族がいない状態であれば、早急に成年後見の申立てが必要。
親族後見している	特に問題なし。しかし親亡き後の対策を準備しておく必要あり。特に親が後見人になっている場合は、亡き後や健康の問題などの対策を検討しておくことが必要。	後見が適切に行われているのかをチェックする必要があると思われる。不適切であれば、何らかの対策が必要。家裁の管理がしっかりしていれば問題ないが、現状は不安要素が多い。家裁から監督人や特別代理人の選任を求められることもある。
第三者後見している	特に問題なし。後見人に実現してほしいことなど、早めに同意を得ておくこと。親の心配とは無関係に職務を実施していると思った方がよいだろう。	適正に行われているか評価するべきと考えるが、家裁に任せるしかない。不正などは行われる要素は少ないと考えるが、本人が幸せに暮らしているかなど、実質的なことを監視して、必要であれば後見人や家裁などに是正を要求する立場があっても良いと考える。現状であれば法人の事業者がその立場になるのだろう。

(2) 本人が保佐、補助の対象者

本人の状態	親がいる	親がいない
未成年	親が法定代理人として認められているので、親権に対する問題がなければ特に何もしなくともよい	未成年後見人の選任が必要
成年後見制度利用なし	本人の状況にもよるが、第三者とのトラブルが発生する可能性が高いようならば、制度利用を検討すべきである	本人がトラブルに巻き込まれる可能性があるれば、制度を是非利用すべき
親族が選任されている	特に問題なし	特に問題なし
第三者が選任されている	特に問題なし。ただ留意してほしいことなど、早めに同意を得ておくこと。本人の状況と無関係に職務を行うことの無いように、いろいろと情報を伝えることが必要と考える。	特に問題ないと考えるが、選任者の障がいに対する理解を評価することが必要と考える。現状ではチェックする方法が無いので、何らかの対策が必要であろう。

7.2 成年後見制度利用について考えたこと

(1) ほとんどの場合、後見制度を利用しなくともよいのではないだろうか

- ・本人が実施する法律行為がサービス契約しかないような場合は、親や親しい家族がいれば特に対応しなくともよいと考える。本人確認など必要な場合は、委任状を利用するなどする。しかし、預金の引き出しや、印鑑証明が必要な手続きなどがある場合は、制度の利用を検討しなければならない。
- ・この方法は、あくまで「本人のため」という一線がないと成り立たない。そのためには制度を利用していなくとも、代理した行為が正当であることを示せるような外観や気持ちを伴っていたいものである。親の会で、どういうことが出来ていけばよいのか、具体的な例を作ったり、チェックシートを配布することも行えばよいのではないだろうか。

(2) はるにれの里など施設法人が法人後見人になれないか

- ・はるにれの里が法人後見人として、生活だけでなく対応をとることが出来ないだろうか。これは本人の状況を身近なところから常に見てもらっているのも、その延長で済まないかと思うのは自然な感覚と思う。これは本人に必要なサービスの契約や、旅行などのQOLの充実に関する行為について、適切な判断を期待できるからだ。
- ・しかし後見制度と日々の支援は別なコンピテンシーであり、後見活動では別な部署を設立する必要があるだろう。また利益相反もあるため、監督人や特別代理人などが必要になる。ただ、普段の状況では問題なく、法人との契約など特殊な事態に備えることで、後見報酬などの削減などが図れるのではないだろうか。
- ・私達の認識としてはるにれの事業所が、その人の支援をトータルで行っており、一番身近な立場で考えてくれている人たちと考えている。一般的に全ての福祉法人に当てはまるものでもないが、高い理念を持つ組織であれば、保護者会が監督人などに選任されることで、チェックできる機構を作ることでもできるのではないかと思う。それまでの本人との関係性も引継げる形ができればよいかと考える。

(3) 親族後見か第三者後見か

- ・もともと家族同士で助け合うという歴史的な背景があるが、親族後見で横領などの不正が発生していたり利益相反がおこるので、監督人や特別代理人が求められている。費用がか

からないところがメリットであるが、最近の核家族化などの影響でなり手が少なくなっている状況でもある。また、横領などが多いため、家裁では専門後見人を追加選任するということが行われている。

- ・費用などいろいろな課題があるが、今後の生活状況や安定的な支援を考えると、親族後見より第三者後見を目指すことが必要と思われる。しかし第三者後見を上手に利用するには、選択するためのノウハウが必要であろう。そのために、制度の利用方法を今後も検討していくことが大切である。

(4) 専門職後見と法人後見の差分

- ・第三者後見ということで、2大選択となるものである。もともと弁護士や司法書士、社会福祉士が選任されていた。個人として選任されるため、障がい者の場合は死亡などによる後見人の交替が考えられる。
- ・一方法人後見は、継続性がありチームでの対応も期待できるため、専門職に依頼するより安定性があるといえる。ただ、本当に信頼できるのは属人性であるので、法人であると担当の付き方が不安となる。しかし、一方的に家庭裁判所から選任された専門職よりは、法人後見が選任されて属人が調整できる余地があるほうが安心できる。

(5) 市民後見人の選任

- ・どんな人が選任されるかわからない。少なくとも知的障がいの専門性は望めないので、状況の判断や身上監護が妥当なものになるか期待できない。基本的には後見報酬なしとしているが、申立は可能である。
- ・ただ無償であることが前提なので、お金がない場合など選任される可能性が高いといえるが、どれだけ信頼できるか家裁も不安に思っているようで、選任の実績は少ない。やはり責任が持てる組織であったほうが安心できるので、後見人の候補は指定して申立てすべきである。

(6) 社会福祉協議会などに依頼する

- ・申立ての相談や、身寄りのない方の申立て支援（市区町村長への申立て依頼）、後見費用の助成などを行っているところがある。ただ後見人になるというのは本来の業務ではなく、どうしようもない時でないとい他の後見人候補の紹介などにとどまるようだ。

7.3 後見制度に対応する要望事項

(1) 経済的負担の解消

- ・報酬助成制度があるが、市長申立ての場合しか利用できないという問題がある。これを一定の財産によって利用できるなど、利用できる枠を広げてもらいたいものである。あと知的障がい者の場合の制度利用について、基本的に後見報酬を無料にできないだろうか。これは前項で述べたように、生活介護でほとんど充足する場合に、別な枠組みで後見人等を選任する必要性に疑問を感じてしまう。
- ・助成の方法についても工夫の余地があるのではないだろうか。知的障がい者の場合はその対応が特殊なので、一般的なコミュニケーションでは困難である。やはり特殊な知識が必要である。法人後見での対応になるのであろうが、こういった法人に対して人数制限で助成するというのも良いのではないだろうか。後見等の活動の効率化で助成費を削減し、制度の利用者も専門化したサービスを楽しむことができる。

(2) 制度の一時的な利用

- ・本人たちがどういった状況で制度利用が必要になるのか考えると、そんなに利用する状況はない。基本的に毎年の施設との契約くらいではないのだろうか。財産管理での支出につ

- いても、ほぼ日用品でのことであり、問題になるような場面も少ない。そうであれば、利用する場面で費用の支払いということにならないだろうか。身上監護のために普段から本人の状態を理解するという意味があるのだが、現状その精神が守られているか疑問である。
- そうであれば、身上監護に必要な情報は施設や、その関連組織との連携することや、適切な監督人も選任することで、必要な時だけの支援も可能になるのではなかろうか。運用を複雑にせず、本人のため公正に利用するためには、そこに必要な関係者を特定するなど役割分担を明確にすることなどが必要であろう。私たちの場合は「特区」的な扱いがあってもよいのではないかと考える。

8 謝辞

本書を執筆するにあたり、参考になる情報やご意見を頂きました。
ここに謹んで感謝の意を表します。

新潟大学 上山 泰 氏
全国権利擁護支援ネットワーク 佐藤 彰一 氏
ジャスミン権利擁護センター 水戸 由子 氏